

おおのジュニアクラブ指導者内規

(趣旨)

第1条 この内規は、休日部活動の地域移行後の指導を担う者（以下「指導者」という。）について、おおのジュニアクラブ規約に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(指導者)

第2条 指導者は、おおのスポーツクラブから委嘱を受けた者とする。

2 指導者は、主任指導者、副主任指導者及びボランティア指導者とする。

3 指導者は、自治体で実施する研修会に参加し、質の向上に努めるものとし、大会参加規定で指導者資格が必要な種目については、その資格を取得する。

4 指導者は、専門としている分野の技術指導を行う。

5 種目単位のクラブ（以下「クラブ」という。）は、クラブごとに主任指導者及び副主任指導者を設けるものとし、主任指導者となった者は、クラブの代表として各種連絡調整等を行い、副主任指導者となった者は、主任指導者を補佐するものとする。

(指導者の職務)

第3条 指導者の職務は、次に定めるものとする。

(1) 生徒のレベルやニーズに合った活動目標や計画の立案

(2) 活動年間計画表（様式第1号）及び指導月報（様式第2号）の作成並びにおおのジュニアクラブへの提出。月の予定表は、必要に応じて作成する。

(3) 用具等の点検や管理

(4) クラブ運営費の適正な支出

(5) 部活動顧問との連携及び平日における部活動の指導内容や生徒の様子把握

(6) 保護者との連絡連携

(7) 事故発生時の対応

(8) 活動施設の予約申請等及び保護者との調整

(9) 大会等の引率、参加の手続

(10) 審判等大会運営に関わる役割

(11) その他クラブの運営に必要な事項

(指導者謝金)

第4条 主任指導者及び副主任指導者の謝金（以下「謝金」という。）は、指導月報に基づきおおのジュニアクラブから支払うものとする。

2 謝金は、1日につき1,500円（3時間程度）とし、規定の回数分の支払とする。ただし、対外試合へ引率の場合も、活動時間に関わらず1回分の支払とする。

3 主任指導者へは、別途主任手当月額5,000円を加算する。

4 謝金の支払は、半期毎とする。

(費用弁償)

第5条 大会参加にかかる指導者の費用弁償は、大野町職員等の旅費に関する条例（昭和54年大野町条例第14号）に定める費用のうち、予算の範囲内で支払うものとする。

2 県外大会及び東海大会以上の費用弁償は、大野町中学生県外大会出場者補助金交付規定に基づき支給する。

(指導者資格取得)

第6条 競技ごとの規定により大会参加に指導者資格等が必要な場合は、取得にかかる費用について規定の範囲で支援金を支給するものとする。

(指導者保険料)

第7条 指導者の保険料は、おおのジュニアクラブが負担するものとする。

(指導者数)

第8条 活動に必要な指導者の人数は、原則1クラブにつき生徒15名までは指導者2名、生徒16名から29名までは指導者3名、生徒30名以上は指導者4名とし、この人数を上限として指導者謝金の対象とする。ただし、種目ごとの状況等により本団体規約の理事会で協議の上、指導者数を変更することを可能とする。

2 前項の規定に関わらず、指導者1名の他、保護者による見守などを加えることで最低2名の指導者等となる場合において、緊急時などに対応できる体制である場合に限り、活動可能とする。ただし、未成年のきょうだいによる見守は行えないものとする。

3 第2条第2項のボランティア指導者については、原則各クラブ2名までとし、第7条第1項の人数の規定に関係なく指導できるものとする。

4 指導者が不在の場合は、いかなる場合も活動を認めないものとする。

(委任)

第9条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、おおのジュニアクラブが別に定める。

附 則

この内規は、公布の日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年2月13日に一部改正し、改正後の第6条は令和7年4月1日から適用する。